

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画は、外部有識者の意見を伺いながら、全庁的な視点による総合調整等を経て施設の整備方針を検討する推進部門と、施設所管課を始めとする具体的な施設整備等を行う実施部門が、連携・協力し、計画を推進していきます。

※第1章総論「計画策定の体制」参照

2. 個別施設計画の見直し

本計画は、26年にわたる長期の計画であり、社会情勢や建物の状態は刻々と変化することから、個別施設について計画の具体化や内容に修正がある場合は、適宜見直しを行います。